

○湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例

令和2年4月1日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和37年湖南衛生組合条例第6号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会計年度任用職員には、報酬を支給するものとし、その額は、1時間当たり4,000円を超えない範囲内で規則で定める。

2 前項の規定により報酬の額を定める場合には、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の度合いに応じ、かつ、常勤の一般職の職員（以下「常勤一般職員」という。）の給与との権衡を考慮してしなければならない。

(地域手当に相当する報酬)

第3条 会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、地域手当に相当する報酬を支給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第4条 会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額の算定については、条例第18条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「失職し」とあるのは「任期が満了し」と、「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を基礎と

して規則で定める額」と読み替えるものとする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、常勤一般職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(費用弁償)

第6条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、順路によりその旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の規定による費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、常勤一般職員相当額とする。

3 会計年度任用職員には、通勤の形態等に応じて、規則で定めるところにより、費用弁償として通勤に係る費用を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法等)

第7条 報酬及び費用弁償(第6条第3項の費用弁償に限る。)は、月の初日からその月の末日までを計算期間とし、その月分を翌月15日までに支給する。ただし、任命権者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 報酬及び費用弁償の支給方法等については、この条例に定めるもののほか、常勤一般職員の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。